

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0731 第 12 号にて診療報酬算定方法の一部改正および保医発 0731 第 14 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和 5 年 8 月 1 日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
<p>悪性腫瘍組織検査（処理が複雑なもの） (1)～(3)（略） (4)「1」の「□」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい～（略） ア 肺癌における BRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシング）～（略）、RET 融合遺伝子検査、HER2 遺伝子検査（次世代シーケンシング） イ～エ（略）</p>	<p>性腫瘍組織検査（処理が複雑なもの） (1)～(3)（略） (4)「1」の「□」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい～（略） ア 肺癌における BRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシング）～（略）、RET 融合遺伝子検査 イ～エ（略）</p>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	弊社における検査実施状況
A 群β溶血連鎖球菌核酸検出	204 点 / 微生物（150 点）	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「3」に準じる	未実施
	注 釈		
主な測定目的			
咽頭ぬぐい液中の A 群β溶血連鎖球菌核酸の検出（A 群連鎖球菌感染の診断の補助）			